

委託業務を再委託する場合は、事前の申請・承認が必要です

《外注や下請けなどを発注する場合は充分ご注意ください》

県から委託を受けた業務を再委託※する際は、事前の申請・承認手続きが必要です。
承認を受けずに再委託契約を行った場合、契約解除等の措置をとることがあります。

○再委託を行う 10 日前までに県に申請書を提出し、事前承認を受けてください。

- 再委託を承認する場合、県は承認書を交付します。
承認書を受領した後に、再委託先と契約を結んでください。

○業務の範囲や金額等について、再委託の制限があります。

- 再委託が認められない業務の範囲等は、契約書及び仕様書に記載します。
ご不明な点がございましたら県契約担当課にお問合せください。

県から委託を受けた業務

再委託できない

契約者が自ら実施する必要があります

契約金額の
50%を
超える業務

企画判断、管理
運営、指導監督、
確認検査等の業務

その他
県が指定
する業務

再委託できる

発注前の申請・承認が必要です

手続きが必要

事前の申請・承認
手続きが必要です

手続きが不要

県が指定した
単純作業のみ

○委託先（外注・下請先）の制限があります

- 以下に該当する方に業務を委託（外注・下請含む）することは出来ません
- ・本委託契約の競争入札に参加した者
 - ・県の指名停止措置を受けている者
 - ・暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

※「再委託」とは？

契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任（準委任含む）又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることを言います。

委託業務の全部又は一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、再委託に該当するため、発注前の申請手続きが必要です。

なお、物品納入契約の履行に必要な物品の仕入れ、製造・請負契約の履行に必要な原材料・資機材等の買入れ又は借入れは、再委託に該当しません。